

政党アンケート2025 回答集計

2025年7月6日 国際婦人年連絡会

アンケートは、2025年5月13日にその時点で国会に議席を有している政党に質問票を発送（メール、郵送）し、6月19日必着で回答を依頼しました。

立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組、国民民主党、公明党、社会民主党の6党からは2025年6月19日までにメールによる回答がありました。

参政党からは「回答できない」との回答がありました。自由民主党、日本維新の会、NHK党は無回答でした。

対象政党 ①自由民主党、②立憲民主党、③公明党、④日本維新の会、⑤日本共産党、⑥国民民主党、
⑦社会民主党、⑧れいわ新選組、⑨NHK党、⑩参政党

I 憲法に関して

1 憲法9条について

Q1 政党として憲法9条の改正を目指しますか。どちらかに○をつけてください

	1.はい	2.いいえ	
1 立憲民主党		○	
2 公明党		○	
3 日本共産党		○	
4 国民民主党	その他		これまで9条が果たしてきた役割にも配慮しつつ、①自衛権の行使の範囲、②自衛隊の保持・統制に関するルール、③戦力不保持・交戦権の否認を規定した憲法9条2項との関係との3つの論点から具体的な議論を進めます。
5 れいわ新選組		○	
社会民主党		○	

Q5 Q1で2と答えた政党は、9条改正を目指さない理由、現状の文言を維持する理由をお書きください

	理由
1 立憲民主党	自民党の9条改正案は、平和主義を空文化させるもので、反対します。
2 公明党	憲法9条1項、2項は、今後とも堅持します。戦後、9条の下で専守防衛の理念が果たした役割は大変に大きいものがありました。一部にある自衛隊違憲論を解消するため、9条1項、2項を維持したまま、別の条項で自衛隊の存在を憲法上明記すべしとの意見がありますが、多くの国民は、現在の自衛隊の活動を理解し支持しています。一方、自衛隊はわが国最大の実力組織です。内閣府や国会による自衛隊の民主的統制を確保することは国民主権の原理からも重要で、これを自衛隊法等の法律だけでなく、憲法が定める統治機構の中に位置付けることについて、検討を進めてまいります。
3 日本共産党	日本共産党は綱領で憲法について、「現行憲法の前文をふくむ全条項を守る。とくに平和的民主的諸条項の完全実施をめざす」としています。 戦争放棄に加え戦力の不保持を定めた9条は、2000万人を超えるアジア諸国民と310万人以上の日本人の命を奪った侵略戦争に対する痛切な反省と、これを二度と引き起こさないとの決意を世界に示したものです。そしてこの9条があったからこそ、日本が戦争後、一人の戦死者も出さずに歩むことができたのは間違いありません。 改憲勢力の目的が、フルスベックの集団的自衛権行使を可能にし、日本を「平和国家」から「戦争国家」に完全につくりかえることにあるのは明白です。この企てを絶対に許さず、憲法9条を活かした外交に全力をつくすことで、平和な東アジアをつくるというのが私たちの揺るがぬ立場です。
4 国民民主党	記述なし

5	れいわ新選組	<p>憲法9条では、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことを定め、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としています。</p> <p>これは、「諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」（憲法前文）ためとされています。</p> <p>私たちは、「日本を守る、とはあなたを守ることから始まる。あなたを守るとは、あなたが明日の生活を心配せず、人間の尊厳を失わず、胸を張って人生を歩めるよう全力を尽くす政治の上に成り立つ。」と決意しています。</p> <p>自衛隊は、専守防衛の必要最小限の組織であり、憲法9条2項で保持が禁止されている「戦力」にはあたらないと位置づけられてきました。ならば、憲法9条を改正する必要はありません。</p> <p>また、私たちは、憲法9条が戦後の日本が度重なる「外圧」に対抗し、国際紛争に関与しないために寄与してきた役割りは極めて重要であることを踏まえ、現行の条文は維持することを求めています。</p>
6	社会民主党	<p>憲法9条は、第二次世界大戦の悲惨な経験のなかで生まれました。軍国主義と戦争への深い反省から徹底した平和主義を貫き、「戦争をしない」ことに加え、「戦力を持たない」ことを定めた優れた条文です。9条を徹底すべきです。</p>

2 軍事費について

Q6 軍事費についてお伺いします。

1 5年間で43兆円の軍事費拡大を必要と考えますか？

	1. はい	2. いいえ	3. どちらとも言えない	1～3の理由
1			○	<p>防衛力の強化や真に必要な防衛予算の一定の増額は理解しますが、令和5年から5年間で2倍、GDP比2%という総額ありきの急激な予算増は無駄や不正の温床にないかねません。防衛省・自衛隊では裏金接待問題や手当の不正受給など、不正が長期にわたって行われてきたことが明らかになりました。防衛監察の対象を拡大し、不適切な契約や不正が行われていないかなどについて徹底調査し、予算についても無駄や過剰になっていないか再度点検すべきです。防衛増税は行いません。</p>
2	○			<p>公明党は当初から、防衛費は額ありきではなく、必要な防衛装備等を積み上げて真に必要なかを精査し、また既存事業の見直しを行うことを政府に求めました。具体的には、反撃能力の保有を含むミサイル攻撃への対処・抑止のための備えとして、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力の向上が必要であると確認しました。（約8兆円）。また、議論の中で、防衛力の基本となる弾薬や警戒監視や救難を行うための装備品が、整備費不足などで可動していない状態が浮かび上がりました。部品が買えないため、戦闘機や哨戒機の修理の際に、別の機材から使える部品を寄せ集める必要があり、言わば「共食い」状態になって、動かさない装備品が生まれていました。そこで防衛力に直接関わる装備品の可動数の向上や、継戦能力の向上につながる弾薬・誘導弾の確保、自衛隊の基地や施設などが攻撃を受けても機能を維持するための抗たん性を充実させるために必要な額は増加させなければならないと判断しました（約15兆円）。さらに、宇宙・サイバーなどの領域横断作戦への対応（約8兆円）、基地対策（約2.6兆円）、教育訓練費・燃料費等（約4兆円）などを加えると、23～27年度までの5年間で約43兆円が必要であるとの結論にいたりしました。</p>
3		○		<p>5年間で43兆円もの軍事費をつぎ込む最大の目的は、他国領土に打ち込む長射程ミサイルの開発・生産をはじめとする「敵基地攻撃」能力の保有にあります。政府はアメリカから購入したトマホークと国産改良型の配備開始を今年度にも強行しようとしています。</p> <p>政府は口を開けば「抑止力」を大軍拡の理由にしています。しかし、こちらが恐怖を与えれば相手も恐怖で応えることになり、軍事対軍事の悪循環をエスカレートさせ、逆に戦争の危険を近づけてしまいます。</p> <p>すでに軍事費は教育予算の2倍にまで膨らんでいます。これをさらに増額すれば、ただでさえ苦しい国民生活はまさに破たんしてしまいます。トランプ米政権は、日本に国内総生産(GDP)比3.5%を要求しています。「アメリカ言いなり」は亡国への道です。「戦争の準備」というしかない大軍拡は直ちに中止し、外交による「平和の準備」に全力をあげなければなりません。</p>

4	国民民主党	その他		従来領域（陸、海、空）において不十分であった継戦能力の確保や抗堪性の強化を抜本的に見直して整備するほか、防衛技術の進歩、宇宙・サイバー・電磁波等の新たな領域に対処できるよう専守防衛に徹しつつ防衛力を強化するため、必要な防衛費を増額します。
5	れいわ新選組		○	安保3文書の改訂の「防衛力整備計画」では、「敵基地攻撃」などを認めるスタンド・オフ・ミサイル部隊やトマホークミサイルの配備が明記され、そのための財源確保として5年間で43兆円の防衛費増額が必要だとされています。これは従来の専守防衛を踏み越えるものであり、政府が人々の暮らしよりも、日米の防衛協力の強化、日本の防衛装備品の海外への輸出の支援など、この国の産業構造にいわゆる「軍産複合体」を組み込みものです。ドイツが再軍備計画の投資を公表するなど軍需産業への投資がかっぱかしていますが、その中でも「大砲よりバター」（ミサイルよりも国民の生活が第一）を訴えていきたいと考えています。
	社会民主党		○	2027年までにGDP比2%以上の軍事費とする軍拡路線に強く反対します。軍事力増強は、周辺国との緊張関係を高め、終わりのない軍備増強に陥るだけです。軍事費をGDP比1%以下に抑制するべきです。また、軍事費の財源確保のための軍拡増税に断固反対します。社民主党は「ミサイルよりコメを！」をスローガンに、軍事よりも生活最優先の政治を実現していきます。

軍事費の拡大は、沖縄の防衛力強化と深い関係があります。今年1月、沖縄防衛局は、大浦湾のくい打ち作業を開始しました。マヨネーズ状と言われる軟弱地盤に7.1万本のくいを打ち込む警戒句です。また辺野古警備費には1日2000万円の税金が投入されている現状があります。

2 基地移設反対の民意について

	1. 涙み取る	2. 涙み取らない	3. どちらとも言えない	1～3の理由
1	立憲民主党	○		沖縄県民の民意を尊重して辺野古新基地建設を中止し、沖縄における基地のあり方を見直すための交渉を開始します。抑止力を維持しつつ、米軍基地負担の軽減や日米地位協定改定の交渉を求めます。
2	公明党	その他		反対の民意について、ありのまま真摯に受け止めるべきです。賛成されている方々の中にも、米軍基地の負担の重さを全て容認しているわけではないと考えている方が多いのではないのでしょうか。また、反対している方々でも、普天間飛行場の危険は放置できないと判断されている方が多いはずで、賛成か反対かだけでは割り切れる問題ではありません。沖縄に米軍基地の負担が過度に集中している現状は政府として、きちんと受け止めなければなりません。その上で、基地負担の軽減をあらゆる選択肢を含めて誠実に追求し、沖縄の方々との丁寧な対話を通じて理解を求める努力を怠ってはならないと考えます。
3	日本共産党	○		これまで沖縄県民が何度も示した新基地建設反対の民意を無視して建設をゴリ押しすることは、民主主義や地方自治を破壊するもので断じて許されません。 しかも、新基地建設は、政治的にも、技術的にも、財政的にも破たんしています。政府の見込みでも、今年度末で、投入土砂量が17.5%にもかかわらず、建設費は総予算（9300億円）の8割も使ってしまうのです。政府は「辺野古移設が唯一の解決策」といいますが、新基地建設に固執すればするほど、「世界一危険」な普天間基地が固定化されてしまいます。 辺野古新基地建設中止、普天間基地の即時閉鎖・撤去こそが唯一の解決策です。
4	国民民主党	その他		辺野古の埋め立てについては、軟弱地盤の存在が明らかになったこともあり、期間や費用が当初より大きく膨らむことが懸念されています。普天間基地の代替機能を計画通り果たすことができるのか等日米間で十分に協議します。

5	れいわ新選組	○		県民投票や県知事選などで何度も住民の民意は示されています。また、辺野古への移設は軟弱地盤の関係で難しいと、米国のシンクタンクも認めています。そのような中で無理な計画を「ごり押し」し、審査請求などで地方自治を歪めてまで国の要求を押し付けてきた自公政権はもちろんのこと、官僚とアメリカの要求に屈し、辺野古回帰を容認してしまった旧民主党政権は同様に罪深いと言わざるを得ません。
6	社会民主党	○		沖縄県には全国の米軍施設の約70.3%が集中しています。普天間基地返還の代償として辺野古の海を埋め立て新たな基地建設をして米軍へ提供することは本末転倒です。これ以上沖縄県民に負担を押し付けてはなりません。辺野古新基地建設を即時に中止し、普天間基地の「国内・県外」移設による即時閉鎖・返還を求めます。

Q7 憲法を改正して緊急事態条項を規定すべきだと考えていますか？

	1. 規定すべき	2. 規定すべきでない	1~2の理由
1	立憲民主党	○	衆議院の解散や任期満了による衆議院議員の不在時に発生した緊急事態に対して、議員任期延長を含む新たな緊急事態条項を憲法に定める必要はありません。憲法54条で、参議院の緊急集会が国会機能を代行できると規定され、緊急事態に応じた個別法例も整備されています。
2	公明党	○	わが国が大規模な災害に見舞われるなど、国家の危機ともいえる事態において、国会の機能を維持することは極めて重要です。この点、衆議院議員と参議院議員の任期については、憲法で明確に規程されていることに留意が必要です。まず、現行憲法で衆議院解散中に国に緊急の必要があるときに対応するための制度として設けられてる衆議院の緊急集会及び現行公職選挙法で定められている繰延投票による対応を基本とします。しかし、大災害等が発生し、衆議院議員総選挙または参議院議員選挙の実施が長期間困難となる場合に備えて、任期の延長を可能とする要件や手続きをどのように定めるかなど、議論を積み重ねていく必要があると考えます。
3	日本共産党	○	自民党が2012年にまとめた改憲草案は、首相が「緊急事態」と宣言すれば、内閣が法律と同じ効力を持つ政令を制定できるとしています。国会から立法権を奪い、私権の制限を可能にする仕組みで、自民党はこの案をいまも撤回していません。国会議員の任期延長も、議会の多数派が「緊急事態」を口実に議員の地位にとどまり、首相を指名し、内閣を延命させ、一報で国民の選挙権を奪う者であり、権力の集中とその乱用の恐れが高いといわなければなりません。いま必要なのは、危機をこたさら強調し、緊急時に備えよとおおることではありません。憲法を変えるのではなく、憲法にもとづく政治に変えることこそ求められています。
4	国民民主党	○	コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略で顕在化した憲法上の課題を解決する観点から、緊急時における行政府の権限を統制するための緊急事態条項を創設し、いかなる場合であっても、立法府の機能を維持できるようにします。とりわけ、任期満了時に、①外国からの武力攻撃、②内乱・テロ、③大規模災害、④感染症の大規模まん延の緊急事態が発生し、選挙ができなくなった場合に、議員任期の特例延長を認める規定を創設します。
5	れいわ新選組	○	改憲を求める勢力は、非常事態発生時に政府が特定の権限を行使できるようにするもので、緊急政令の制定や基本的人権の制限を可能にする仕組みではなく、現在は、緊急時の議員の任期延長を突破口に、緊急事態条項の整備をしようとしています。しかし、本来、緊急時においても民意は選挙において問われるべきであり、これは国民の選挙権を奪うものであり認められません。過去の任期延長は1941年、戦前の太平洋戦争開戦の直前でした。緊急時にこと選挙をすべきであり、改憲ではなく、既存の緊急集会の活用や、緊急時においても実施可能な選挙制度の強化の法整備が必要です。
6	社会民主党	○	緊急事態条項は、一時的であっても立憲主義を機能停止されるものです。重大な人権侵害を引き起こす危険性が極めて高く、国家権力による濫用のおそれも強いことから規定に強く反対します。

4 核兵器について

Q8 核抑止論は果たして有効でしょうか。核抑止論についての考えは。

1	立憲民主党	核廃絶に向けた働きかけは続ける一方で、日本を取り巻く安全保障環境の厳しさを踏まえ、アメリカとは日米拡大抑止協議等を通じ、拡大の強化に努めます。一方で核不拡散体制の維持、強化、核兵器禁止条約のオブザーバー参加などを通して核のない世界を目指すべくと訴えていきます。
2	公明党	現状の国際社会において核兵器が存在し、日本を含む多くの国が核抑止力に依存している現実を認識はしていません。しかし同時に、核抑止論が核戦争のリスクを高める可能性も考えられ、核兵器のない世界へ導いていくためには、それが本当に抑止として効果があるのか、また抑止力として効果を持たせるべきなのか、本格的な問い掛けは、常に顧みていくべきと考えます。公明党は、唯一の戦争被爆国である日本の責任として、核兵器のない世界を築くことを最終目標としています。この目標達成のために、対話と協調を通じて、「核兵器の先制不使用」の誓約や、核抑止に代わる新たな安全保障のあり方を模索していく必要があると考えます。
3	日本共産党	「核抑止」論とは、いざという時には核兵器を使用することを前提にした議論です。いざという時には広島・長崎のような非人道的惨禍を引き起こすこともためらわないという議論にはほかなりません。 今年には被爆80年。日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が昨年、ノーベル平和賞を受賞しました。被爆の実相、核兵器の非人道性を語り続け、核兵器全面禁止を求める国際的なうねりをつくる原動力となった活動が評価されたのです。そして、核兵器使用の現実の危険が高まる中、核兵器禁止条約が重要な役割を増しています。現在、署名国は国連加盟国の過半数に迫る94か国、批准は73か国に達しています。 唯一の戦争被爆国である日本政府は、締約国会議へのオブザーバー参加も拒否し、条約に背を向けています。アメリカの「核抑止」政策＝「核の傘」に依存し、日米一体で強化しているからです。しかし、ヒロシマ・ナガサキの惨禍の非人道性を認めながら、核兵器の使用を前提とした「核抑止」政策をとることは根本的に矛盾します。それはまた、全人類の安全を危険にさらすものです。核軍拡競争をつくりだし、仮に抑止が破たんした場合、全世界にとって取り返しのつかない大災厄をもたらします。「核抑止」論から脱却し、核兵器禁止条約への参加を決断すべきです。
4	国民民主党	周辺諸国が核兵器を保有し、その投射手段であるミサイル開発を継続している状況を踏まえると、拡大抑止の実効性確保について具体的に議論していく必要があります。このため、現在行われている「日米拡大抑止協議（EDD：Extended Deterrence Dialogue）を局長級以上に格上げするとともに、成果について国民に説明するよう求めます。
5	れいわ新選組	ロシアのウクライナ侵略に加えて、インド・パキスタン間の紛争、さらにイスラエルのイラン攻撃などを見れば、核抑止論が破綻していることはあきらかです。「核兵器によって人類が滅ぼされるか、人類が核兵器を廃絶して生き続けるか」。これは、日本被団協の城戸事務局長の言葉です。まさに今こそ、どちらを選ぶかが問われています。核兵器禁止条約第2回締結国会議でも、「核抑止力は安全保障政策として正当化できず、むしろ核拡散のリスクを高める」と政治宣言されたとおり、国際的な共通認識でもあります。
6	社会民主党	核抑止は、核保有国間で緊張を高めるだけでなく、周辺国も核抑止力を求めてしまい、核軍縮とは逆行しております。核抑止は破たんしております。

Q9

今、日本には、日本被団協のノーベル平和賞受賞を尊重し、核兵器禁止条約を1日も早く批准し、平和の使者としての役割が求められています。

1 日本政府が、核兵器禁止条約を早期署名・批准するべきと考えますか？

	1. はい	2. いいえ	3. どちらとも言えない	1～3の理由
1 立憲民主党			○	唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約へのオブザーバー参加などを通じて、核廃絶に向けた働きかけを行っていきます。現状、中国、ロシア、北朝鮮と米国と対する核兵器保有国に囲まれていることから、核兵器の管理、削減の対話を進め、核兵器禁止条約を署名、批准できる環境にむけて努力を続けます。

2	公明党	○		<p>公明党は、核兵器の威嚇や使用、核共有の導入に断固反対する立場から、日本政府は、核兵器禁止条約を早期署名・批准すべきと考えます。日本政府は、唯一の戦争被爆国として、国是である非核三原則を堅持しつつ、現実的にリードしていく流れをつくり出し、最終的に核兵器禁止条約への環境整備を進めることが重要です。まずは締約国会議にオブザーバーとして参加し、被爆の実相を通して核の非人道性を世界にさらに伝え、理解してもらう必要があります。また、世界には核実験による被爆者や環境汚染の問題があり、核兵器禁止条約第6条が定める核被害者援助・環境修復に対し、日本のこれまでの経験をいかした貢献の道が開けるものと考えます。さらに、核兵器禁止条約第4条の下で進められる核軍縮検証制度の議論にも貢献できるのではないかと考えます。</p> <p>さらに、日本は核兵器国と非核兵器国との“橋渡し役”を担い、NPT（核兵器不拡散条約）体制の下で核軍縮を進め、核兵器禁止条約との間の差を埋めていく必要があります。こうした取り組みを日本政府が粘り強く進めていくべきです。</p>
3	日本共産党	○		<p>日本被団協のノーベル賞受賞は、被爆の実相、核兵器の非人道性を語り続け、核兵器全面禁止を求める国際的なうねりをつくる原動力となった活動が評価されたのです。そして、核兵器使用の現実の危険が高まる中、史上初めて核兵器を禁止し、その廃絶を目指す核兵器禁止条約がますます役割を増しています。現在、署名国は国連加盟国の過半数に迫る94か国、批准は73か国に達しています。</p> <p>唯一の戦争被爆国である日本が参加すれば、核兵器禁止条約の政治的、道義的力はいっそう強まり、核兵器をめぐる危機的な状況を打破する力になります。そして、世界の世論と運動を大きく励まし、「核兵器のない世界」へと前進することができます。</p>
4	国民民主党	○		<p>ウクライナに侵襲したロシアが核の脅しを繰り返すなど国際情勢は混とんとし、核廃絶に向けた動きは大変厳しい現実と直面しています。そうした中、唯一の戦争被爆国として、被爆の実相を伝えていくことの重要性は高まっています。日本政府は核兵器禁止条約の締結国会議にオブザーバー参加した上で、唯一の戦争被爆国として被爆の実相を伝え、核兵器の使用は人道上絶対に許されないというメッセージを発するべきです。</p>
5	れいわ新選組	○		<p>核兵器禁止条約は、核兵器を明確に禁止し、その廃絶を定めた条約です。また、被爆者や核被害者への保証や環境修復についても盛り込まれています。第1回・第2回の核兵器禁止条約国会議員会議に現地で開催した榑淵万里共同代表の報告では、政府がオブザーバー参加しないことに疑問の声が相次いだとのこと。唯一の戦争被爆国であり、戦後も第五福竜丸の被爆を経験した日本にとって、早期署名・批准は当然のことであり、少なくともオブザーバーすべき。世論の7～9割が賛成ですし、自民党以外の全党も賛成しています。</p>
6	社会民主党	○		<p>2021年に発効した核兵器禁止条約は、核兵器の開発、保有、使用を前面禁止する初の国際条約です。戦争被爆国であり、核兵器廃絶を「国是」とする日本は率先して署名・批准し、核のない世界を実現するために先頭に立つべきです。</p>

2 「核抑止への依存からの脱却を」という考えを支持しますか？

	1. はい	2. いいえ	3. どちらとも言えない	1～3の理由
1	立憲民主党	○		<p>現状、中国、ロシア、北朝鮮と米国と対立する核兵器保有国に囲まれていることから、日本を取り巻く安全保障環境の厳しさを踏まえ、アメリカとは日米拡大抑止協議等を通じ、拡大抑止の強化に努めます。一方で、核廃絶に向けて、核兵器の管理、削減の対話を進め核兵器禁止条約を署名、批准できる環境にむけて努力を続けます。</p>

2	公明党	○		公明党は核廃絶推進委員会を設置（2009年12月）し、党所属の議員だけでなく、外務省の軍縮担当や多彩なNGOメンバーと活発に議論を行っています。核の非人道性を訴え人々の心を変えてきた市民社会との連帯が非常に重要だと考えています。核兵器禁止条約への加盟を求めるNGOと、条約反対する日本政府の立場は全く異なりますが、核保有国と非保有国双方の有識者が核軍縮を議論する外務省主催の国際賢人会議のあり方や、公明党が政府に求めている核禁条約締約国会議へのオブザーバー参加などについて、NGOと政府との建設的な意見交換が実現しています。これは、状況打開への一歩を探る貴重な場となっています。核抑止論をどう乗り越えるかは疑問ですが、核兵器廃絶運動を広げ、核兵器禁止条約を実現させた行動力のある市民社会と共に、この目標に向かって進んでいきたいと考えます。核兵器禁止条約の第3会締約国会議に公明党を代表して参加した平木大作衆議院議員は、現地での国会議員会合で、核軍縮に関する過去の国際合意や共同声明に立ち返り、核保有国と非保有国の間で共通認識を確認し合う必要性を強く訴えました。また、来年のNPT運用検討会議で、非保有国に核攻撃や威嚇をしない「消極的安全保証」の強化を検討課題とするよう提案も行いました。
3	日本共産党	○		「核抑止」論は、核の使用を前提にしたものであり、際限のない核軍縮競争を招く非常に危険な議論です。したがって、核抑止への依存から脱却しないかぎり、「核兵器のない世界」を実現することは不可能です。日本共産党は、「核抑止力」依存から脱却し、核兵器禁止条約に参加する政府をつくるために全力をあげる決意です。
4	国民民主党		記述なし	周辺国が核兵器を保有し、その投射手段であるミサイル開発を継続している状況を踏まえると、拡大抑止の実効性確保について具体的に議論していく必要があります。このため、現在行われている「日米拡大抑止協議（EDD：Extended Deterrence Dialogue）を局長級に格上げするとともに、成果について国民に説明するよう求めます。
5	れいわ新選組	○		日本は米国の核の傘への依存をますます高めています。前述のとおり、核抑止論は破綻しています。日本は今こそ、唯一の戦争被爆国としての外交を展開すべきです。れいわ新選組としても、東アジアで核の傘から非核の傘へと転換する取組を進める議員外交を行っています。具体的には、「北東アジア非核兵器地帯構想（3+3構想）」のため、ソウルやワシントンD.C.で各国国会議員や専門家との会議を行いました。日本が核兵器廃絶の先頭に立ち、地域の平和と安全をリードするため、徹底的な平和外交と対話を推進していきます。
6	社会民主党	○		核抑止論は破綻しています。日本の国是である核兵器廃絶こそ推進すべきです。

6 憲法24条について

Q10 憲法24条を改正すべきだとお考えですか？

	1. 改正すべき	2. 改正すべきでない	3. 改正しなくてもよい	1～3の理由
1		○		LGBTに関しては、教育の現場や職場をはじめとして、あらゆる場面での差別の解消等、人権の確保・確立が必要です。同性婚を可能とするよう、法的整備をすることに憲法上の支障はないものと認識しています。また、5つの高裁が現行制度に違憲判決を下したことも踏まえ、立憲民主党は6月、婚姻平等を実現する民法改正案を国会に提出しました。
2			○	憲法24条1項は同性婚を禁ずるものではなく、同性婚を否定していないとする「許容説」が憲法学説の大半を占めています。そのため、24条を改正する必要はありませんが、同性婚については国民の理解や議論を深めた上で、必要な法整備に取り組んでいきたいと考えています。

3	日本共産党		○	憲法24条は、家族内での両性の平等・個人の尊厳を定めたもので、戦前、無権利状態だった妻の地位を根本的に改めた画期的な条項です。家族という私的な分野での差別や暴力を否定する根拠となる条文でもあります。そのため、戦前の家父長制にしがみついた自民党は常に敵視しており、同党改憲草案では改悪の標的となっています。選択的夫婦別姓制度や同性婚を実現するための礎となっており、改憲派にけって手をつけさせてはなりません。
4	国民民主党	記述なし		憲法が定める基本原理「人権尊重・国民主権・平和主義」をこれからも守り続けるために、引き続き、憲法の規範力を高めるための議論を進めます。
5	れいわ新選組		○	憲法24条は「同性婚」を禁止しておらず、同性同士の結婚が認められていないことこそが「性的指向による不都合な差別だ」として、憲法違反であるという高裁判決が、5件すべての訴訟において出されています。憲法24条は、結婚するかどうか、いつ誰とするかを自分で決める権利（結婚をするについての自由）が重要な権利の一つであることを示しているからで
6	社会民主党		○	「個人の尊厳と両性の本質的平等」を定めた24条は、男女平等をすすめるうえで非常に重要です。日本国憲法以前は、女性は、財産権、親権、選挙権などを与えられませんでした。それを根本的に変革したのがこの条文です。

6 女性差別撤廃条約について

Q11 女性差別撤廃条約について

1 選択的夫婦別姓についてどのようにお考えですか？

	1. 賛成	2. 反対	3. どちらともいえない	1~3の理由
1	立憲民主党	○		夫婦同姓しか認めない不寛容な制度は世界で日本だけです。国連の女性差別撤廃委員会から実に4回も勧告を受けているにもかかわらず、日本政府は未だ選択的夫婦別姓を実現していません。1996年の法制審議会答申を受けてもなお法案を提出しない自民政権ではジェンダー平等は実現しません。立憲民主党は、95%もの夫婦で妻が改姓する不平等な法制度を改めるべく、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した民法改正案を提出しており、選択的夫婦別姓制度を早期に導入します。
2	公明党	○		性別に関係なく自らのキャリアやアイデンティティを守る観点から、希望する夫婦がそれぞれの姓を変えることなく結婚できるよう、同姓あるいは別姓の選択を認める「選択的夫婦別姓制度」の早期導入を推進します。
3	日本共産党	○		結婚時の改姓の強制は、社会生活上の様々な不便・不利益をもたらすとともに、アイデンティティと個人の尊厳を脅かすものです。憲法の「法の下での平等」「婚姻の自由」に反しています。すでに世界で夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本だけになっています。実際に結婚時に改姓する95%は女性であり、国連・女性差別撤廃委員会からも、同姓の義務付けは女性差別であり改正すべきだと、繰り返し勧告されてきました。ただちに選択的夫婦別姓制度を導入する法改正を行うべきです。
4	国民民主党	○		選択的夫婦別姓制度を導入します。
5	れいわ新選組	○		婚姻によって姓を同じくしなければならないというのは「家制度」の名残であり、一人一人の人権を守る観点からも、選択的夫婦別姓制度の実現が必要です。れいわ新選組は、緊急政策として「選択的夫婦別姓の実現」を掲げており、早急な制度実現のために努めていきます。
6	社会民主党	○		長年、生活や仕事で使ってきた姓を結婚により、どちらか一方が変更を強制されることは人格権の侵害です。民法を改正し選択的夫婦別姓を早期に実現すべきです。

2 同性婚について賛成ですか？

	1. 賛成	2. 反対	3. どちらともいえない	1～3の理由
1 立憲民主党	○			同性婚を可能とする法制度を実現します。性的指向・性自認（SOGI）にかかわらず、全ての人に結婚の自由を保障するため、婚姻平等を実現する「民法の一部を改正する法律案」（婚姻平等法案）を成立させます。
2 公明党	○			性の多様性を尊重する社会の実現に向けて、性的マイノリティの方々への理解を深めることや権利を保障することは極めて重要であると考えます。同性婚については国民的議論を深めるとともに、国による具体的な実態調査を進め、必要な法整備に取り組みます。
3 日本共産党	○			性的指向は、個人の尊厳に属するものとして尊重されなければなりません。各地で取り組まれている訴訟でも、これまで5つの高等裁判所で、同性婚を認めないことは「法の下での平等」を定めた憲法の第14条、家族関係における個人の尊厳と両性の平等を定めた第25条、幸福追求権を保障した第13条に反する、との判決が連続してだされています。性自認・性的指向による不合理な差別をなくすために、同性婚の法制化を早急に実現しなければなりません。
4 国民民主党		記述なし		同性婚の保障についても検討を進めます。
5 れいわ新選組	○			憲法13条には、「すべての国民は、個人として尊重される」とありますから、一番大切にされるのは「個人」でなくてはなりません。同性同士であろうと、だれと結婚するかはその人の自由、個人の自由であり、それを認めない現在の婚姻制度は個人の自由を侵害しています。
6 社会民主党	○			同性婚を法制化し、婚姻の自由を等しく保障するべきです。

3 女性差別撤廃条約選択議定書についてどのようにお考えですか？

	1. 賛成	2. 反対	3. どちらともいえない	1～3の理由
1 立憲民主党	○			個人通報制度や調査制度を定める女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、ジェンダー不平等な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めます。
2 公明党	○			公明党は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるための選択議定書の早期批准の実現を目指しています。一方で、本議定書に係る個人通報制度等は、日本が男女平等社会を実現するために、また、人権先進国として国際社会で信頼されるためにも、日本における司法制度・立法政策等との関連や個人通報を受け入れる実施体制等の課題が早急に解決されなければならないと考えます。こうした課題の解決に向けて、まずは、環境整備を進めることが重要と考えます。
3 日本共産党	○			「調査制度」と「個人通報制度」を定めた女性差別撤廃条約の選択議定書は、条約を全面実施し、実効あるものにしていくうえで不可欠です。とりわけジェンダー平等の遅れが著しい日本にとって、ただちに批准し、国際水準のジェンダー平等実現の力にすべきものだと考えます。
4 国民民主党	○			女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、教育、就職、賃金、経営、政治参加等、あらゆるライフステージと政策における男女格差をなくします。
5 れいわ新選組	○			選択議定書は、国内での救済制度により救済されなかった場合に人権条約機関に直接救済を求めることができる「個人通報制度」を導入するものであり、人権保障を実効性のあるものとするために重要と考えます。
6 社会民主党	○			選択議定書は、個人や集団が条約に定められた権利侵害を女性差別撤廃委員会は直接通報する権限を認め、国連が通報に基づいて調査・審査を行い当事者・政府に意見・勧告を送付します。女性差別解消に重要な役割を果たすと考えます。

4 独立した国内人権機関の設立についてどのようにお考えですか？

	1. 賛成	2. 反対	3. どちらともいえない	1～3の理由
1 立憲民主党	○			あらゆる人権侵害を受けた人を救済することのできる、独立性を有し、校正・中立さが制度的に担保された、より実効性のある人権救済機関（「人権委員会」（仮称））を設置し、救済活動を行う仕組みを創設します。
2 公明党	○			国内人権機構の創設を含む人権救済制度のあり方を、過去の議論を踏まえ検討します。
3 日本共産党	○			現状では、ジェンダーにもとづく差別をはじめ、様々な人権侵害を受けた場合、解決までには、相当な時間、費用、労力がかかります。これでは多くの人が被害に泣き寝入りせざるをえません。1993年の国連総会で採択されたパリ原則にもとづいて、政府から独立した、実行ある救済措置が講じられる国内人権機関を設立することが必要です。
4 国民民主党				記述なし
5 れいわ新選組	○			日本においては、障害者差別解消法や男女雇用均等法はありますが、LGBTに対する差別や外国人に対する差別などに対応する包括的差別禁止法がなく、複合差別・交差差別についての規程もありません。そのため子どもと障害、女性と障害、外国人と障害、性自認と障害など複雑に絡み合った差別に対応できていません。また、違反があった場合の加害者への制裁（損害賠償、原状回復、刑事罰または行政上の罰則）と被害者の人権回復を伴う実効性のある仕組みはありません。こうした状況に対応するためにも、パリ原則に則った独立した国内人権機関が必要と考えます。
6 社会民主党	○			「パリ原則」に基づく政府から独立した実効性のある人権救済機関を早急に設けるべきです。